

三沢市協働のまちづくり市民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「三沢市総合振興計画」の基本方針に掲げる「健全で開かれたまちづくり」を目指し、市民が主体となって行政に参加できる協働による新しいまちづくりを推進するため、「三沢市協働のまちづくり市民会議」(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、協働のまちづくりに必要な事項や地域における重要課題等について調査、検討し、次の各号に掲げる事項の提言等を市長に対し行うものとする。

市民協働のまちづくり推進計画策定に関すること。

協働を推進するための施策の検討に関すること。

市民活動団体等の育成及び支援に関すること。

協働のルール策定に関すること。

市民活動拠点センターの検討に関すること。

その他協働の推進に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

市民活動団体関係者

住民組織関係者

企業関係者

学識経験者

公募による市民

その他市長が必要と認めるもの

(アドバイザーの委嘱)

第4条 市長は、識見を有する者の中から市民会議のアドバイザーを委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、市民会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員の任期は、委嘱の日の年度の翌年度の末日とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 市民会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 市民会議は、公開することを原則とする。

(関係者の出席及び資料の提出)

第 8 条 市民会議は、会議に必要であると認めるときは、関係者の出席及び関係資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第 9 条 市民会議は、専門的な事項を調査検討するため分科会を置くことができる。

2 分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第 10 条 市民会議の庶務は、広報広聴課において処理する。

(報酬等)

第 11 条 市民会議の委員に対し、報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、委員以外の者については、この限りではない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 13 日から施行する。